



障害者の ゆたかな未来をめざして

4



「ホームの仲間5人で
行きます! たこやき
食べた人! はいっ!!」
ゆたか生活支援事業所
かさでら
太田 尚行さん
※紹介が14ページに
あります。

CONTENTS

- ▶ 新年度を迎えるにあたって P2
- ▶ 2021年度 ゆたか福祉会事業計画 P3～9

2021年4月10日 毎月1回10日発行 一部100円 (法人会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます)

発行 / 社会福祉法人ゆたか福祉会 〒457-0852 名古屋市南区泉楽通四丁目5番地3
TEL 052-698-7356 FAX 052-698-7358 <http://www.yutakahonbu.com/>



愛知県ファミリー・
フレンドリー・マーク

ゆたか福祉会

検索

新年度を迎えるにあたって

理事長 鈴木清覚

昨年度は、新型コロナウイルス感染症への対応に追われる1年となりました。法人全体では、6度にわたり延べ8事業所で感染が発生し、仲間・職員だけでも43人が感染症に罹患されました。更に多くの関係者が濃厚接触などで、長期間の自宅待機を強いられることとなりました。まさに、これまで経験したことのない困難に直面したわけですが、それを乗り越えることができたのは、職員をはじめとした全ての関係者の努力と協力によるものと言えます。改めて心から感謝を申し上げます。

今後、ワクチンの接種なども始まってきますが、変異株の拡大などもあり、感染をめぐる状況は予断をゆるしません。仲間や職員の命と暮らしを守るためにも、引き続き感染症対策を今年度の最重要課題として位置づけ、取り組みをすすめていきたいと考えています。

さて、ゆたか福祉会にとって今年度は、事業創立50年の節目に策定した「第6期総合計画」2年目の年にあたります。感染拡大の下で、計画に掲げた課題をどう具体化し、推進していくかが重要になります。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大により、今日の世界と日本の社会の在り方が大きく問われることになりました。これまでの単なる延長ではなく、コロナ終息後にどのような社会と我々の事業を展望するのかわ大なテーマとなっています。

ゆたか福祉会は、これまでの50年の歴史を通して、その時々には大きなテーマに挑戦し続けてきました。親なきあと、地域での暮らしをつくるための共同ホーム（グループホーム）づくり。全市民的な運動を展開して実現したりサイクル事業、全国からの応援と協力のもとに開設した福祉村等々です。



今年度は、こうして広がった事業の土台を点検し、ゆたか福祉会の事業は何のために、どのような使命を持つものなのかを問い続け、全関係者の共通のものとしていくことが重要です。そして、ゆたか福祉会の実践と事業の担い手である職員とその集団の質を引き上げていくために、研修や教育と討議をじっくりと取りくみ、人材を育成し世代交代をなしとげていくことが肝要です。

仲間、家族、関係者の皆様のご支援とご協力をお願いします。

2021年度ゆたか福祉会事業計画

はじめに

20年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大とその対応に終始する一年となりました。法人全体では43名の方が感染症に罹患され、辛い療養生活を送られました。そのうち1名の利用者が残念ながら療養の途中でお亡くなりになりました。各事業所では、消毒や換気、飛沫防止などの対策を密に取るとともに、活動や行事の縮小・中止を行いながら、感染を防止するための対策に懸命に取り組んできました。

こうした事態が訪れるとは誰も想定していませんでしたが、この一年の経験は私たちに、命や健康を守ることの大切さ、普段のあたりまえの暮らしや社会参加の機会・場所があることの重要性を、改めて強く教えてくれることになりました。

また、感染を防ぐためには人と人との物理的距離を保つことが必要ですが、感染に関する情報は事業所・法人の枠を超えて密に交換し合うことが重要であり、そのことが感染に伴う不必要な衝突や軋轢を避け、法

人・事業所や地域全体の「協同の解決力」につながることも学ばせてもらいました。

1年余にわたる長いあいだ、感染防止対策や制約された環境下での暮らしに向き合ってこられた利用者の方たちの頑張りや敬意を表するとともに、それを支えて下さった職員やご家族の皆さんに感謝を申し上げます。感染が発生して苦しい時期もありましたが、それを乗り越えてこられたのも、全ての関係者のこうした努力と協力があつたからです。そのことをあらためて確認するとともに、全ての関係者で共有したいと思えます。

しかし、一方で感染発生を繰り返したことは、感染防止対策の不十分さとともに、法人・事業所組織としての課題が露呈したものと受け止めています。今回得た経験や教訓を、感染症対策の一領域にとどめず、法人全体の事業運営や実践に活かし、経営理念を深めていくことが求められています。

昨年度は第6期総合計画の初年度でしたが、感染症の影響で年間計画

に掲げた課題の多くを追及することができませんでした。今後、ワクチンの接種とともにコロナをめぐる環境は変化していくものと思われ、ウイルスが直ぐになくなるわけではなく、感染症との向き合いは今後も更に続いていくことになるはず

です。したがって今年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症防止対策を最重点の課題に置きつつ、第6期総合計画の再スタートをきっていく一年と位置づけ、その取り組みをすすめていくことにします。

1 重点課題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

今後、ワクチン接種が始まり感染対策の状況も変化していくことが想定されますが、年度の前半期はこれまで実施してきた防止対策を継続し、徹底していくことにします。

◎ 感染が発生してもその拡がりを最小限にとどめる事前の対策の徹底

* 基本的な感染防止対策の徹底。

・ 利用者・職員の健康観察を継続して実施し、体調の変化等の情報を

常に関係者間で共有します。

・ 手洗い・うがい、清掃・消毒、換気、三密を避ける等の基本的な対策を徹底します。特に飲食場面での飛沫防止対策を重視します。

・ 感染の拡大期には、他事業所・現場間の交わりをできるだけ少なくする様に注意します。特に、複数事業所をまたがるような勤務ロケーションの見直しを図っていきます。

* 感染のリスクが発生した場合は、最悪の事態を想定し、迅速な初動対応を行います。

・ 感染リスクを把握したら、早めに自宅待機や医療機関への受診・PCR受検の指示を出します。

・ 行動歴等の情報収集を行い、リスクの度合いと拡がりの見当をつけ、初動対応に備えます。

* 感染の拡がりを抑えるための防護対策について、学習や訓練を実施します。

・ 防護服の着脱の仕方等の訓練を実施します。

・ 施設空間のゾーニング等の考え方について学習するとともに、施設フロアーごとの見取り図を事前に準備し、感染発生時に直ぐに保健

所へ提出できるようにしておきます。

* 感染を外へ拡げないために、関連事業所へ迅速で的確な情報提供を行います。

* 関連サービスイブ情報を定期的に更新し現場で共有するとともに、本部へ集中します。

* 関連事業所とは日常的に情報交換や課題の共有をすすめます。

◎ 感染が発生した際の対策の強化

* 迅速で適切な範囲のPCR検査を保健所に求めていきます。

* 検査対象が限定されたり検査時期が遅れると、感染対策はより困難なものになります。よって、状況に応じてPCR自主検査を併用し、感染の全体像を把握しながら対策を具体化していきます。

* 目詰まりを起こさないよう、感染に関する情報を仕分けし、内外に発信していくようにします。

* 指揮系統を統一し、誰に情報を集め、誰が指示を出すかを明確にします。

* 「ラインリスト」等を使い、感染の拡がり状況を可視化し把握するよう努めます。

* 出来るだけリアルタイムで感染状況や対策方針を共有できるように、同報メール等を活用します。

* 感染対応業務を任務分掌し、対策にあたります。

* 管理者への業務集中は対策の遅れや間違い発生の原因となります。感染発生時に必要となる対応業務を事前に整理・フローチャート化するとともに、任務を分掌し対応にあたります。

* 感染発生事業所に対しては、法人全体で応援体制を組織し実施していきます。

* 2次感染を発生させないために、事業所なかかわ等の療養スペースを積極的に活用していきます。

◎ 組織体制の強化

* 感染症対策本部や、感染発生時の各事業本部の機能強化をはかります。

* 感染症対策委員会をはじめとして、看護師等の専門職の知見をより活かし対策をすすめます。

* 法人関係者に対する、感染情報や防止対策に関する情報発信を強化します。

◎ 行政への要望

* 感染した利用者が安心して療養できる場所の確保や、適切なPCR検査やワクチン接種の実施、感染発生による収入減への補償等、引き続き国・行政に対して要望を行います。

◎ ワクチン接種について

* ワクチンの効果や副作用等の情報を収集しつつ、接種についての基本方針を整理していきます。

* ワクチンの接種は本人の意向を尊重しつつ、必要な情報提供を丁寧に行っていきます。

(2) 第6期総合計画に掲げた重点課題の推進

◎ 6期計画全体の周知と学習をすすめます。

* 特にSDGsと法人事業との関係に関し、若手チームによる検討会を発足させ、SDGsが掲げる目標やターゲットに関する法人としての行動リストを検討していきます。

* 特に、ジェンダーやパートナーシップ、ダイバーシティ(多様性)といった

観点からその内容を深め、全体に発信していくようにします。

◎ 希望される方の福祉村から名古屋への移行を実現します。

* 22年4月開設へ向け、ゆたか作業所隣地に、地域生活支援拠点とグループホームを建設・整備していきます。合わせて、移行してきた仲間たちの日中活動の場についても検討と整備をすすめます。

* 第二ゆたか希望の家の仲間の受け入れ先については、緑区平手に取得した土地の活用も含めて、検討をすすめていきます。

◎ 福祉村の新しい将来構想の検討

* 昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、将来構想の検討会を開催することができずに終わりました。名古屋への移行のスケジュールも明らかになったため、21年度末を目標に定員規模縮小後の福祉村の新しい将来構想をまとめるとともに、行政との協議を始めていきます。

◎ ベトナム・フエのパートナー団体と3法人の事業連携を進展させます。

＊フエ工科大学での「介護技術講習」

を推進し、人材養成を進めるとともに、人材の送り出しや受け入れのための関係機関・団体との調整をすすめていきます。

＊福祉村では、先行して21年度中に技能実習生2名の受け入れを予定しており、業務や生活面での環境整備をすすめていきます。

＊昨年、中止となったベトナムでの職員研修は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、3法人間で実施の時期について検討していきます。

◎元塩・星崎地域の事業所の活動内容や機能の整理・再編をすすめます。

＊課題推進のための検討チームを立ち上げ、まずは、各事業所や地域の現状・課題について共有化を図ります。

＊特にエール隣地については、福祉村から名古屋へ移行した仲間たちの活動の場としての活用他、障害や高齢・地域の方々のニーズも踏まえながら、その活用方法について検討をすすめていきます。

(3) 50周年事業について

◎延期してきた50周年記念関連行事については、22年2月を目途に記念集会を開催（外部関係者はリモート参加を検討）し、実践のまとめや記念誌等の発行を行うべくようにします。

(4) 権利擁護・虐待防止対策の推進

◎愛光園での虐待事件等も踏まえ、法人・各事業所の権利擁護・虐待防止会議の取り組みを再強化していきます。また、2022年度からの虐待防止対策の「義務化」に備え、運営規定等の整備も行っていきます。

◎職員を対象とした「虐待防止セルフチェックアンケート」や、利用者への聴き取り・家族アンケートを実施し、その内容をフィードバックしていきます。

(5) 災害への対応力の強化

◎21年は東日本大震災から10年にあたります。改めて東南海トラフ大地震や自然災害に備えて、法人・各事業所の防災・避難計画の見直しを行うとともに、「事業継続計画」(BCP)の検討と整備をすすめます。

◎コロナの感染状況を踏まえながら、防災に関する地域住民との連携を深めていきます。

(6) 社会福祉・社会保障、障害者施策を守り発展させるため、関連団体と共同して要求運動に取り組みます。

◎旧優生保護法による強制不妊手術問題など、障害のある人の権利を守り再び同様の差別を生み出さないための運動に引き続き取り組んでいきます。

◎21年度の報酬改定が大変厳しいものとなりましたが、今後もコロナによる財政ひっ迫を理由とした、国や自治体の制度後退が本格的にすすむ恐れがあります。こうした動きを許さないために、きょうざれん及び関連団体との共同の取り組みを強めていきます。

◎就労継続B型や生活介護事業所における障害のある人の活動を「労働」と認めてもらうために、消費税の更正請求に取り組み、その運動を全国へ広げていきます。

2 事業と実践の展開

(1) 新型コロナウイルス感染症の下での実践

◎当面は感染防止を最優先に、日常の活動や日課を組み立てていきます。

◎感染対策や生活の主人公は「仲間たち」であることを大事にした取り組みをすすめます。

＊一方的な保護や規制ではなく、仲間たちの理解と納得や、その力に依拠しながら取り組みをすすめていきます。

◎制約された条件の下でも工夫を重ね、生活の彩やゆたかさを追求していきます。

＊これまで当たり前に行っていた取り組みを見直し、新しい発想や試みを取り入れていきます。

◎感染長期化の下での利用者・家族の生活実態や課題に目を向け、その要望や願いに応えていくようにします。

＊法人としてアンケートを実施し、現状を把握するとともに、対策に活かしていきます。

(2) 各事業本部の主な計画

◎ 名古屋事業本部

* 緑区平手に取得した土地を活用し、生活介護事業所やグループホームの整備について、希望の家の機能分化の課題も含めて検討を進めていきます。

* リサイクル港作業所の大規模修繕に関して、名古屋市・環境局との間で協議と調整を進めていきます。

* 事業や支援のあり方を深めていくために、以下の検討会や会議を開催します。

- ・ 生活介護における事業や支援のあり方について、関連事業所を集めた検討会を開催します。

- ・ 清掃関連事業の統合や合流の方向性について、就労事業推進委員会を中心に検討を始めていきます。

- ・ サービス管理業務の基本的な内容確認と習熟へむけ、サビ管を集めた会議を開催していきます。

◎ 地域支援事業本部

* 法人本部隣地への地域生活支援拠点とグループホームの建設整備に携わるとともに、21年4月からの運営体制の検討と準備をすすめます。

* グループホームの夜間支援体制のあり方について、制度や実態をふまえた検討と改善をすすめていきます。

* ライフサポートゆたかを中心に、家族レスパイトや緊急時のニーズに添えていくため、日中一時支援事業の具体化について検討を始めていきます。

* 福祉村から名古屋への移行と、福祉村の新しい将来構想の検討をすすめていきます。

◎ 福祉村事業本部

* 地域生活支援コーディネーターを中心に、福祉村と地域をつなぐ取り組みに力を入れていきます。

* 大規模地震や夜間火災への対応について、地元消防団との連携を深めていきます。

* ベトナムからの技能実習生の受け入れ、準備をすすめます。

* あかつき共同作業所開設30周年をすぎたなかで、これまでの事業や実践の振り返りを行い、今後の方向性について関係者全体で検討し

◎ 尾張事業本部

* 第二あかつきのあり方について整理・検討を行います。

* 新しいグループホームの整備について、家族も含めて話し合いをすすめていきます。

* 利用者増へむけ、関係機関への働きかけを行うとともに、感染状況を見ながら、日中一時支援や実習の受け入れ、送迎や開所時間の拡大を検討していきます。

* グループホームについては職員の補充を行い、夜勤体制の改善や土日開所、研修の参加をすすめていきます。

* 緑区障害者基幹相談センターは、ワンストップの中核的な相談機能の強化とともに、地域の関係機関や住民との連携や協働をさらに発展させ、より確かなネットワークづくりをめざします。

◎ 相談支援事業本部

* 今年度から再び、地域移行支援地域定着支援の事業に取り組みます。

* 指定相談事業は、基本相談や計画相談を通じて、介護・医療・教育

など多様な職種と連携しながら、本人中心の支援ネットワークづくりに取り組み、地域福祉の諸課題に取り組んでいきます。

* モニタリングの確実な実施による給付費の請求や、機能強化をはかり、指定相談事業全体の財政赤字の削減に努めます。

* 障害と高齢の連携を深めていくために、居宅介護支援事業と合同の会議を開催し、今後の方向性について議論を開始していきます。

◎ 名古屋高齢事業本部

* デイサービス宝南では、介護保険の通所介護とともに共生型生活介護の事業を発展させ、多様な利用者が触れ合い、日中の生きがいや楽しさを提供していきます。

* P.T等によるリハビリ支援を引き続き強化していきます。

* 「オレンジカフェゆたかめ」については、感染状況をみながら、再開の時期を検討していきます。

(3) ゆたか福祉会における高齢期実態調査のまとめと製本化

◎ 第6期総合計画の策定にあたって

実施した高齢期の実態調査（佛教大学・田中智子先生等のご協力）のまとめを行い、今後の支援に活かせるものとするために製本化を図っています。

*研究者の協力のもと、所長・副所長を中心にまとめや執筆を行っていきます。

3 人材の確保と育成

(1) 人材の確保

◎ 新規学卒者をはじめとする多様な人材の確保

*コロナ禍の中で様変わりした採用活動への対応

・ 大規模な対面型フェアからオンラインを活用した取り組みが主流になる中で、Web技術の向上をめざします。

・ 学生の満足度を高め、次につながるよう、取り組みは「説明会・見学会・先輩職員との交流」の3本柱で行い、内容の充実を図ります。
・ 各事業所の協力を得ながら、100名のエントリーに対応できるように体制づくりを推進します。
・ 全国からエントリーする学生の皆さんに「ゆたか」の魅力を伝える

ツールとして、法人リーフレットのリニューアルとホームページの充実に取り組みます。

*SP13の導入

・ Webで行う総合適正検査（基礎能力検査、性格適正検査）を導入し、多様な人材をより客観的に把握・判断できるように努めます。

◎ 中途採用の方の人材確保

*転職希望者と出会う機会として、「福祉介護」に特化した対面型フェアに参加します。

◎ 海外人材の確保

*ベトナムからの人材確保については、サポート人材の確保と福祉村における技能実習生の受入れを行います。また引き続きフ工科学大やパートナー団体、三法人との連携における取り組みを進めます。

*福祉村におけるベトナム技能実習生の受け入れについては、業務自立のサポートと共に現地での生活や日本語の習得等、必要なサポート体制を整えます。

(2) 職員の育成

◎ これまでの研修の「しくみ」を、実態に即したものとして発展させながら、内容の充実を図ります。

*正規採用職員においては入職後5年目までを基礎研修として位置付けます。内容は専門職として利用者中心の支援を行うことに必要な知識や技術を学ぶ講座と、経営理念を具現化できる職員育成をめざす研修に大別して行います。

・ 講座については「介護援助技術講習」のノウハウを活かし、講師集団の力を借りながら実施します。

・ 経営理念を具現化できる職員育成については、管理職とともに専門家の力も借りながら内容の充実を図ります。

・ 職責や経験年数、職種に応じたキャリア形成を図るために、研修の受講については画一的でなく、それぞれに合わせたシステムでの取り組みとします。

◎ Webを活用した研修の新たな試み
* Web研修の「つよみ」を活かした各種研修の可能性を追求します。

・ 施設別研修と連動させながら、職員として学ぶべき基本的なテーマ

についての研修を行います。

（接遇・マナー / 危険予知訓練（KYT）他）

・ 基礎研修におけるWebの活用については、遠隔地からも参加しやすい利点を活かすとともに、少人数での開催を行い、内容の充実に努めます。

* 非正規職員研修においては対象を明確にした対面研修とともに、Web研修の可能性についても検討します。

◎ 次代を担う職員の育成

* 次代を担う職員の育成を多様な形で進めます。

・ 経験年数に応じて視野を広めることができるよう、法人内における諸会議・諸研修への参加や、プロックにおける交換実習の具体化、他法人や地域とつながる機会を重視します。

・ 各種研修においてはベテラン職員の培った力が発揮できるよう機会を設定し、内容の充実に努めます。

* 管理職研修

・ 新管理職研修については実践的内容で行い、学びが日々の管理労働につながるようになります。また機

関会議のメンバーを講師に、系統的に学ぶことができるよう年間計画を作成します。

・ 定例会議の半日を活用しながら、必要に応じた研修を行います。

4 人事労務・労働条件や労働環境の改善

(1) 今後の雇用や賃金制度に
関したトータルな検討

◎ トータル人事システム検討会の
再開

* 20年度2次補正や21年度当初予算案に表れた人件費率上昇の原因を分析するとともに、今後の雇用制度や賃金制度のあり方について、総合的な検討をすすめます。

* エリア採用職員制度の今後のあり
方の検討

・ 17年度に同制度を導入し4年が経過しました。現在、正規職員の1割はこのエリア採用の職員となっています。5年目にあたる今年はその現状と課題を整理し、今後の採用方針について検討を行うっていこととします。

(2) 勤怠管理・給与計算実務の合理化

◎ 勤怠管理システムの拡大

* システムによる勤怠管理は20年度でほぼ完了しました。今後は、年次有給休暇と子の介護看護休暇の管理のシステム化を全事業所に広めていきます。

◎ 給与関連実務のWeb化

* 勤怠管理システムと連携し、データ入力での廃止をすすめます。

* 申請承認をWeb上で行い、各書類のペーパーレス化をめざします。

* 社会保険の電子申請・納税の電子化について検討をすすめます。

(3) 職員の悩みや不安の軽減を
サポートする体制の整備

◎ メンタルヘルス対策

* 産業医を通じて、悩みや不安を抱える職員が気軽にカウンセリングを受けることができる仕組み作りを引き続き検討していきます。

* また、法人全体で理解を深めるため、一般職・管理職に向けた研修を行っていきます。

◎ ハラスメント対策

* 20年度に整備したハラスメント防止対策（防止規程の整備・窓口担当者の設置・対策委員会の設置）を実質化していくために、教育や研修に取り組みます。

(4) 事故防止の取り組み

◎ 引き続き職場環境を整えるとともに、支援技術や介護技術の向上に努めていきます。

* 2020年度は3月5日現在で

7件の事故が発生・報告されています。2019年度の19件から比べると半分以下に減っていますが、内4件が利用者との関わりの中で起きています。

(5) 労働条件の整備

◎ 引き続き、同一労働同一賃金の原則による均等・均衡待遇の確保と、給与表の改定を検討していきます。

* 障害分野と高齢分野の給与規定の統一

* 正規職員・エリア採用職員・フルタイム常勤職員の均等・均衡待遇の確保

* 正職員・エリア採用職員・フルタイム常勤職員の均等・均衡待遇の確保

◎ 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応に伴う過重負担の軽減

* 職員の過重負担を軽減するために、通常業務の整理や簡素化、休暇取得の保障、メンタル面のケアなどに配慮し取り組んでいきます。

5 経営組織・運営機構の強化

(1) 理事会・評議員会等の運営や体制強化

◎ 21年度は評議員・役員（理事・監事）の改選期となっており、6月の定時評議員会までにその選任を行っていきます。

* 年齢等による退任が一定数見込まれるため、世代間のバランスを考慮しながら新体制の確立を図っていきます。

◎ 各会議を定期開催し、法人事業や組織の強化をはかります。

* 理事会5回（5月・8月・11月・2月・3月）

* 評議員会3回（6月・12月・3月）

* 運営協議会2回（8月・2月）

高齢期の 障害者家族の生活問題と社会的支援

第4回

この子らを世の光に

今回は、本筋を離れ横道にそれて、最近感じたことを思いつくままに書かせていただければと思います。この原稿の締め切りは、3月15日なので、皆さんが手に取られている年度明けの心境とは少しズレがあるかもしれませんが。

若者たちを世の光に

本学では、例年3月18日に卒業式を行います。昨年度は、まだ正体が見えないコロナの広がりにより卒業式は急遽中止になりましたが、今年度は、感染防止策を取りながら、会場を分散して開催されることとなりました。卒業式後は例年、学生主催の卒業パーティーが催されるのですが、昨年度はもちろんそれも中止となり、「その代わりに11月の大学祭ではみんなで集まろうね」といったものの大学祭もオンライン開催となり、その約束も果たせないうまま。そういう状況を、学生生活を終え、社会人への一歩を踏み出す学生さんたちは、どのように感じているのでしょうか。先日、卒業を控え、

4月からは療育施設と作業所の職員になる学生2名と話していると、「この1年は無気力な一年だった」「将来振り返っても何も残らない一年になると思う」と言っていました。コロナというこれまで経験したことのない緊急事態に対して、思いつきのような政策が次々に打ち出され、方針は二転三転し、大人に対する信頼は無いにも等しい状況にあります。また学生生活においても、次々と禁止事項が出るなかで、その決定プロセスに関与する余地がない、このような状況で無気力になるという方が難しいのかもしれない。

また先日、卒業後7年間、作業所職員として頑張ったけど、いったん仕事を離れて休憩する卒業生と会いました。その方は学生時代からいろんなことを先頭に立って頑張るタイプの学生で、就職してからもいろんなことにチャレンジする職員でした。業務過多だったところに、コロナによって作業所が休所することになり、正規職として働く職員の肩にはいろんなことがかかっていたのだと思います。(大きな決断に至る前

の)小さな悩みを相談できる人はいなかったのかな、孤立してしまっていたのかな、と自分を責める若者を前に一人の大人として胸が痛くなりました。

障害者と家族を世の光に

この1年は、各地の学習会なども延期になりましたが、後半はオンラインという技術を手に入れ、新たな形で開催されることも多くありました。その一つ、3月に京都で行った「第1回 子どもと親のSOSをキャッチする仕組みを考えるシンポジウム」。発端は、コロナ禍の2020年7月に京都でおきてしまった母親が高校2年の障害のある子どもに手をかけてしまった事件。事件後に、直接・間接的な知り合いや関係者が集まり、「どうして事件は起こってしまったのだろう」「どうして助けられなかったのだろう」というもやもやした気持ちを共有するために集まりました。





佛教大学
田中 智子



その親子は、母子世帯で、数年前から体力・体格ともに子どもが親を上回るようになり、母親にも暴力が出るようになっていたそうです。母親は、とても疲れていた様子だけでなく、誰にも悩みを打ち明けることなく、直前まで事業所が子どもの支援に入っていたけれども事件を防ぐことはできませんでした。逃げ場のない家庭の中で、親子がどんな生活をしてきたのだろうか、子どもからの暴力を受けていたときに母親はどんな気持ちだったのだろうか、支援者にも相談できなかったというところは母親は笑顔で子どもを送り出していたのだろうか、高2という進路にも悩む時期、誰か母親の話をお聴いてくれる人がいたのだろうか：私には想像することしかできませんが、自分に置き換えて考えると胸が引き裂かれそうな思いがします。

以前、入所施設を長年利用していたにも関わらず、子殺しをしてしまった方の裁判を傍聴したことがあります。その方は、毎週週末帰省するための送迎に行った際に、職員にとっても丁寧にあいさつをされる方だったそうですが、職員と子どもの話し込んだりすることは無かったそうです。成年後見制度を利用することで（私は母親が制度をきちんと理解できていなかったと思うのですが…）子どもにもう会えないと思いついてしまった母親が、週末帰省からの帰

りが遅いのを気にした職員が玄関のチャイムを鳴らしたとき衝動的に殺してしまったそうです。裁判の中で、弁護士が、母親が作って子どもの入所施設の部屋に置いていたドールハウスの、顔の部分に子どもの写真を張り付けた人形があることを知っていましたか？と職員に尋ねると「知りません」という答え。きっと誠実に支援されていたのだろうかと思う方が、泣きながら証言台で声を振り絞っていました。

改めて、「いのちを世の光に」

この原稿を書きながら、私自身、これまで出会った学生や家族の方にきちんと向き合えていたのかな、声を聴けてたのかなと振り返り胸が苦しくなりました。障害者福祉の先駆者、近江学園を設立した糸賀一雄は、「この子らを世の光に」という言葉を残しています。どんなに小さき声にも耳を傾け、社会の中で見過ごされがちな存在に光を当て、それを羅針盤として社会を考えていくということだと思います。約50年前にこの言葉を生み出した糸賀が、今の社会をみたらどう思うでしょうか。

この3月で長年、背中を追ってきた先輩であり同僚が定年退職されます。この前、

この領域で仕事をするのもしんどい時代になってきたという趣旨の話をしたら、「そう悲観的になることはない。大きな目でみれば、社会は確実に前進している」ということを言われました。

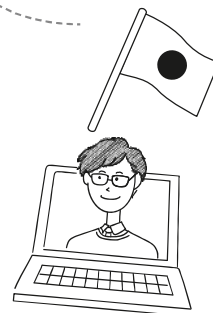
さて、新年度。私にとっても新しい学生たちとの出会いの季節です。未来の社会を担っていく若者たちと、今年はしっかりと対話をしようと思いを新たにするところです。小さき声を聞き逃すことがありませんように、希望の芽を育てることができま



オンラインで

ベトナム・フエ科学大学と 「介護技術講習」開催！

ライフサポートゆたか 今治 信一郎



去る3月3日～7日の5日間、ベトナムにあるフエ科学大学とオンラインによる「介護技術講習」を実施しました。この講習は、ベトナムから日本への人材受け入れを目的とした連携プログラムの一環で、大学の正式なカリキュラムとして30時間の授業が位置付けられています。

講習の準備は1年前から、連携団体である社会福祉法人「愛光園」と、ゆたか福祉会のスタッフ各2名を中心として進めてきました。ベトナムでは、日本のような高齢者や障害者の施設は殆ど無く、「介護」という考え方についても日本と比べ一般的でないのが現状です。

文化や歴史的背景も大きく異なる中、「どのような講習の内容にするのか」「言葉の壁についてどうするのか」「備品の選定や搬送はどうするのか」等、クリアしていかなければならない壁が多く、文字通り手探り状態での準備でした。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、渡航も含めてできるのかどうか、直前まで不透明な中での準備となりました。結果、渡航については難しいと判断し、オンラインでの実施となりました。フエ科学大学からは9名の学生がエンターリーされ、オンラインで実際に車



オンラインでの介護技術講習の様子

いすや介護ベッドを使った技術演習も指導しました。

当初、オンラインでの講義は不安が大きかったのですが、スタートしてみると参加された学生の「日本の介護技術を学びたい」という熱量と明るさで、心配は杞憂に終わりました。

交流時間では、お互いの国で流行している歌を歌ったり、ゲームをしたり、楽しく過ごすことができました。「講習を受けて、日本に行く気持ちが強まった」等の感想が聞かれるなど、私たちにとても大変うれしい体験と言葉でした。

ベトナムフエとの連携は、まだスタートしたばかりですが、お互いの国にとって大変意義がある取り組みになると感じています。

スタッフとして参加して

グループホーム宝南の家

岡山 加代子

当初は言語の壁に対する先入観と、通信状況とZoomの取り扱いに不安があり、神経質になっていました。しかし、講座開催中はリンさんの協力で必要時に同時通訳をお願いし、スムーズに行うことができました。

また受講された皆さんの日本語能力が思った以上に高いこと、日本語が分からない時は、それぞれが持っているスマホで調べる時間を設けることで、日本語だけでも授業ができることがわかりました。

実技指導も一度デモンストラーションを流せば、こちらが求めているねらいは、修正の必要がないほど正しく行われ、その理解力の高さに驚きました。生徒の皆さんは真面目でユーモアもあり、私たち講師も現地での交流とはまた違った繋がりを持つことができ、有意義な経験を得ることができました。

障害者の「親なきあと」問題と成年後見制度 第4回

成年後見制度と日常生活自立支援事業

障害者の地域生活を支える制度として「日常生活自立支援事業」があります。本事業では日常的な金銭管理・財産保全を行っています。判断能力が不十分な人をサポートする点や金銭管理を行う点で成年後見制度と近い性質を持っていますが異なる点もあります。

◆成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較

| | 成年後見制度 | 日常生活自立支援事業 |
|------------------|--|---|
| 対象者 (本人の判断能力) | 判断能力が不十分な人 | 判断能力が不十分ではあるが契約の内容を理解する力がある人 |
| 手続先 | 家庭裁判所に申立を行う | 本人と社会福祉協議会が契約をする |
| 支援者と決定方法 | 成年後見人・保佐人・補助人(複数の場合もある) 裁判所が選任する | 社会福祉協議会の職員 研修を受けた生活支援員 社会福祉協議会が決定する |
| 支援方法 | 財産管理に関する法律行為の代理 身上監護に関する法律行為の代理 取消権 同意権(保佐人・補助人の場合) | 金銭管理サービス 財産保全サービス 福祉サービスの利用援助 相談事業 |
| 終了時期 | 本人の死亡又は判断能力の回復時 | 契約を終了させる |
| 費用 | 成年後見人等・監督人に対する報酬…約1万円~2万円/月 | 金銭管理サービス…1,000円/1回 財産保全サービス…250円/月 |

◆二つの制度における対象者の違い

どちらの制度も判断能力が不十分な方が対象です。日常生活自立支援事業は本人と社会福祉協議会の間で契約をするため、本人に契約の内容が理解できる力が必要になります。もし、契約の内容が理解できないのであれば自分で契約を交わすことができないので日常生活自立支援事業を利用することはできません。契約の内容が理解できない方で金銭管理をしてほしいと考える方は成年後見制度を利用することになります。

◆二つの制度において与えられる権限の違い

二つの制度の大きな違いは成年後見制度には代理権・取消権があるのに対して日常生活自立支援事業にはそれがありません。従って、障害者にかわってグループホーム

や施設の入所契約を代理する、障害者が高額な買い物をしている、契約の取り消しを考えている場合は成年後見制度を使うほかありません。

◆費用について

一見すると日常生活自立支援事業の方が割安に見えますが、金銭管理サービスは一回当たりの値段になるので利用回数が増えれば費用が大きくなります。本人の判断能力、支援者にしてもらいたいこと、費用を考えて各制度を利用してください。

お気軽に相談してください

特定非営利活動法人成年後見もやい
052-746-9395

障害者・高齢者権利擁護センター
北部事務所 052-919-7584
(東区・北区・西区・守山区)

南部事務所 052-678-3030
(中村区・中区・熱田区・中川区・港区)

東部事務所 052-803-6100
(千種区・昭和区・瑞穂区・南区・緑区・名東区・天白区)



日誌

2月

- 8日(月) 事業運営推進会議
- 19日(金) 主任研修
- 21日(日) 強度行動障害者支援者養成講座「基礎研修」(Web)
- 22日(月) 研修部会議
- 24日(水) 広報・ホームページ編集委員会/所長会議
- 25日(木) 新管理職研修
- 26日(金) 2021年度正規採用職員オリエンテーション
- 28日(日) 強度行動障害者支援者養成講座「基礎研修」(Web)

一般寄附(2月)

愛知中小企業家同友会南地区

賛助会員新規加入者・更新者(芳名一覧)

(2月19日～3月27日手続き分) 順不同敬称略

- 中山葉子美
- 早川教示
- 石原貞男
- 半場とし子
- 駒村忠俊

※利用者・保護者・職員の皆さんからも多くのご寄附をいただきました。

ありがとうございます



表紙の作者紹介

「ホームの仲間5人でいきます! たこ焼き食べた人! はいっ!!」

ゆたか生活支援事業所かさでら 太田 尚行さん



毎日、夕食後の自由時間に絵日記を描く太田さん。迷うことなく鉛筆で描き始め、消しゴムを使うことは滅多にありません。描き終わったら色鉛筆やクレヨンを使用して色を付けていきます。白色も丁寧に塗ります。

作品は新型コロナウイルスの流行前に、ホームの皆と大阪へ一泊旅行に行った時の思い出です。「新幹線に乗りました」「たこ焼きを食べました」と教えてくださいました。この一年は、ヘルパーさんのお出掛けや、ホームの外出とりくみが相次いで中止となりました。またいつか皆と旅行へ行く事を楽しみにされています。

広報・459号

2021年4月号(2021年4月10日発行)

定価1部100円

法人協会員・賛助会員は会費の中に購読料を含みます

発行・編集 / 社会福祉法人ゆたか福祉会

印刷 / 株式会社東海共同印刷

法人協会会費・賛助会費・寄附金など福祉会への申し込み、ご送金は

法人協会会費 = 年間1口6,000円、
賛助会員(個人1口3,000円、企業団体等1口5,000円)

●銀行口座 名義はいずれも社会福祉法人ゆたか福祉会

- ・三菱UFJ銀行 柴田支店 普通預金 291-884
- ・中京銀行 鳴海支店 普通預金 150-425

●郵便振替口座 00820-8-54026 社会福祉法人ゆたか福祉会

ゆたか福祉会 事業一覧

一人ひとりが主人公。
みんなの夢が
息づく場所です！

法人本部

法人本部 ☎ 052-698-7356
ゆたか障害者福祉研究所

名古屋事業本部

ゆたか作業所(南区) ☎ 052-692-3531
みのり共同作業所(南区) ☎ 052-612-6237
リサイクルみなみ作業所(南区) ☎ 052-612-5391
トライズ(南区) ☎ 052-825-4022
ふれあい共同作業所(南区) ☎ 052-613-2479
ワークセンターフレンズ星崎(南区) ☎ 052-824-4450
なるみ作業所(緑区) ☎ 052-878-6921
ゆたか希望の家(緑区) ☎ 052-878-6912
つゆはし作業所(中川区) ☎ 052-353-3175
リサイクル港作業所(港区) ☎ 052-382-1933
みらいろ(港区) ☎ 052-382-3200

相談支援事業本部

緑区障害者基幹相談支援センター
障害者相談支援センターみどり(緑区) ☎ 052-892-6333
地域活動支援センターしかやま(緑区) ☎ 052-892-6006
ゆたか相談支援事業所どうとく(南区) ☎ 052-692-3539
相談支援事業所ゆたか通勤寮(南区) ☎ 052-611-7789
相談支援事業所ゆたか希望の家(緑区) ☎ 052-878-8776
ゆたか相談支援事業所あおなみ(港区) ☎ 052-382-1991

尾張事業本部

あかつき共同作業所 ☎ 0568-25-0171
あかつきヘルパーステーションはなキリン
ゆたか生活支援事業所尾張
ケアホーム徳重 ☎ 0568-22-8587
ケアホーム北野 ☎ 0568-68-8844
ケアホームあかつき ☎ 0568-54-2700

福祉村事業本部

第2ゆたか希望の家 ☎ 0536-65-0370
グループハウスなぐら
デイサービスなぐら【高齢】
生活サポートセンター名倉【相談】 ☎ 0536-65-0372

地域支援事業本部

ゆたか通勤寮 ☎ 052-611-7781
ライフサポートゆたか【ヘルパー事業所】 ☎ 052-825-4404
ゆたか生活支援事業所なかがわ
つゆはし板倉ホーム ☎ 052-354-0678
上脇ホーム ☎ 052-352-3266
あおなみホーム ☎ 052-355-9339
サテライトあおなみ
ホームみらい ☎ 052-383-5580
ゆたか生活支援事業所みなみ
グループホーム エール ☎ 052-619-6052
エールI・エールII
ホームみのり ☎ 052-612-9480
元塩ホーム ☎ 052-614-4691
サテライト元塩 I・II
第二八光荘 ☎ 052-612-3986

ゆたか生活支援事業所かさでら

かさでらホーム ☎ 052-618-7171
ひいらぎホーム ☎ 052-611-6955
粕島ホーム ☎ 052-824-9590
ひろめホーム

ゆたか生活支援事業所なるお

ほしざきホーム ☎ 052-825-4359
ゆたか鳴尾寮 ☎ 052-613-3021
鳴尾ホーム ☎ 052-611-3588
第一八光荘 ☎ 052-614-4345
わかばホーム ☎ 052-614-2785
あさがおホーム ☎ 052-613-5606

ゆたか生活支援事業所みどり

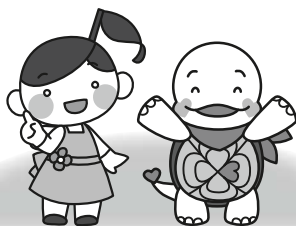
大清水ケアホーム ☎ 052-876-8820
なるみホームひまわり ☎ 052-893-7575
かきつばたホーム ☎ 052-680-7777
みずひろホーム ☎ 052-715-8336

ゆたか生活支援事業所あつた

第1ホーム白鳥 ☎ 052-671-0067
第2ホーム白鳥
第3ホーム白鳥
第1ゆたかホーム太陽 ☎ 052-691-4004
第2ゆたかホーム太陽
明治ホーム

名古屋高齢事業本部

ケアサポート宝南
デイサービス宝南 ☎ 052-618-0205
グループホーム宝南の家 ☎ 052-613-5081
ケアサポート宝南【相談】 ☎ 052-613-6055



ゆたか福祉会

事業所マップ

《記号の説明》

- * 日中活動施設・作業所
- 🏠 グループホーム
- ♣️ 生活施設
- 👴 高齢者事業所
- * ヘルパー事業所
- 📞 相談事業所

名古屋市の事業所マップ

このマップは、名古屋市の各行政区画（中川区、熱田区、瑞穂区、天白区、南区、緑区、港区）にわたって、ゆたか福祉会が運営する様々な事業所の位置を示しています。各事業所には写真と説明が添えられています。

事業所一覧:

- ゆたか相談支援事業所あおなみ
- リサイクル港作業所
- みらいる
- ホームみらい
- 上脇ホーム
- つゆはし板倉ホーム
- 法人本部
- ゆたか作業所
- ライフサポートゆたか
- ゆたか相談支援事業所どうとく
- あおなみホーム
- ホームみらい
- ゆたか通動寮
- ふれあい共同作業所
- ドライブ
- 地域活動支援センターしきやま
- 障害者相談支援センターみどり
- グループホーム宝南の家
- デイサービス宝南
- ケアサポート宝南
- みのり共同作業所
- リサイクルみなみ作業所
- ワークセンターフレンズ星崎
- なるみホームひまわり
- かきつばたホーム
- みずひろホーム
- 大清水ケアホーム
- なるみ作業所
- ゆたか希望の家

北名古屋市

北名古屋市には以下の事業所があります。

- あかつき共同作業所
- あかつきヘルパーステーションはなキリン
- ケアホーム徳重
- ケアホーム北野
- ケアホームあかつき

設楽町

設楽町には以下の事業所があります。

- グループハウスなぐら
- デイサービスなぐら
- 第2ゆたか希望の家
- 生活サポートセンター名倉

南区

南区にあるグループホームのみ表記しています。

- 第1ホーム太陽
- 第2ホーム太陽
- 明治ホーム
- 粕島ホーム
- かさでらホーム
- ひろめホーム
- 元塩ホーム
- ホームみのり
- 第二八光荘
- あさがおホーム
- 第一八光荘
- ひいらぎホーム
- グループホームエール
- 鳴尾ホーム
- ゆたか鳴尾寮・わかばホーム
- ほしざきホーム